

天正本『太平記』における刑罰

——足利直冬の形象を端緒として——

大 坪 亮 介

はじめに

一 『太平記』における足利直冬

一般に甲類・乙類・丙類・丁類の四種に大別される『太平記』¹⁾ 諸本の中でも、天正本に代表される丙類本は特色ある本文を持つことで知られている。『太平記』諸本の研究は近年急速に進展しており、天正本をめぐってもその独自の本文改編の意味や、そうした改編を促した力を明らかにしようとする試みが積み重ねられている。²⁾ 筆者もこれまで真言に関わる記述や、引用説話における独自増補の傾向に着眼し、該本の特質を探ってきた。³⁾ 本稿では、従来あまり取り上げられることのなかった、足利直冬の人物形象に関わる本文改編を端緒として、天正本が見せる関心の一端を解明しようと試みるものである。

まずは、『太平記』における直冬の姿を、甲類に属する神宮徴古館本に基づき概観していこう。瀬野精一郎氏の調査によると、『太平記』で直冬が登場する箇所は、約六十箇所⁴⁾に及ぶ。そのうち、直冬の言動や直冬に対する評価が具体的に述べられる章段を巻ごとに掲出する。

① 卷二十七「直冬朝臣西国下向事」・「左馬頭欲誅師直事」・「師直師泰奉困將軍事」

② 卷二十八「少式奉取直冬於智事」・「三角入道謀叛事」
・「直冬朝臣蜂起事付將軍進発事」

③ 卷三十二「南帝直冬合鉢事付梵漢物語事」・「直朝臣冬上洛の事付鬼切鬼丸事」・「神南合戦事」・

「京合戦事付八幡御託宣事」

④卷三十七「可立大将事付義帝立将事」

⑤卷三十八「官方蜂起事付桃井没落事」

まず①、卷二十七の一連の章段では、足利尊氏の執事高師直と尊氏の弟直義との対立が描かれる。直冬が初めて登場するのは「直冬朝臣西国下向事」で、直義の保護下に置かれていた直冬が西国探題に任命される。

先西国静謐の爲とて、將軍嫡男宮内大輔直冬を備前国え下さる。抑此直冬と申は、古へ將軍（筆者注、尊氏）の忍て一夜通給たりし越前殿と申女房の腹に出来たりし人として、始は武蔵国東勝寺の喝食なりしを、男になして京え奉_レ上せし人なり。此由内々申入る人有しかども、將軍曾て許容し給はざりしかば、独清軒玄恵法印が許に文学して、幽なる躰にてぞ栖侘たまひける。器要事柄其躰に見へ給ひければ、玄恵法印事の次を得て、左馬頭（筆者注、直義）に角と語り申たりけるに、「さらば其人是え具足して御渡候へ。事の躰を能々試て、実もと思ふ所あらば、將軍えも申達べしとて、始て直冬を左馬頭の方えぞ招引せられける。是にて一、二年を過るまで將軍許容の儀無かりけるを、紀

伊国の官方共蜂起して難儀に及ける時、將軍始て父子の号をゆるされ、右兵衛佐に転任して、此直冬を討手の大将にぞ被_レ遣ける。其後紀州且く静謐の躰にて、直冬帰參せられてより後は、早人々これを重じたてまつる儀も出来けり。時々將軍の御方えも出仕し給しかども、尚座席等は仁木・細川の人々と同烈にて、其迄の賞翫は無かりき。然るを今左馬頭の計として、西国の探題に成給ひければ、何しか人々みな帰服したてまつりて、付随ふ者多かりけり。備後の輶に坐したまひて、中国の成敗をつかさどるに、忠ある者には不_レ望に賞をたまわり、咎ある者は不_レ罰に境を去しかば、是より多年非をかざりて上を犯しつる師直・師泰が悪行、弥隱も無かりけり。

直冬は尊氏の嫡男であったという。しかし、母の身分が低かったため父に認知されず、玄恵法印のもとに身を寄せていた。その器量を見抜いた玄恵の仲介によって、直冬は直義の庇護を受けることになる。直冬は紀伊国で戦功をあげ、ようやく父尊氏や諸将にもその存在を認められた。西国探題に任ぜられてからも力量を發揮し、諸将はみな直冬に付き従ったという。右の初登場箇所において、直冬は不

遇な生いたちながら将器を備えていたことが語られている。ここでは特に、適切な賞罰を行っていたことが、師直・師泰との対比という形で示される点に注意しておきたい。

その後、直冬の庇護者であった直義は、高師直・師泰との対立に敗れて失脚した。直冬は西国から上洛を試みるが失敗、九州へと逃れていく。卷二十八の②の箇所を見ると、直冬は「少弐奉取直冬於聿事」で少弐頼尚の婿となり、さらに父尊氏による討伐対象になったとある。

しかし、直義が尊氏との抗争（観応の擾乱）に敗れて死去すると、九州における直冬の優位も揺らぎ始め、直冬は九州から中国地方に拠点を移すことになる。そして、③に当たる卷三十二の一連の章段においては、南朝に降った直冬が京都を攻略したのも束の間、尊氏軍との攻防の末に京都を退いたことが語られる。「京合戦事付八幡御託宣事」では、八幡神が直冬に次のような託宣を下したとされる。

右兵衛佐直冬、国々の大将相共に、東寺・淀・鳥羽の陣をひめて、八幡・住吉・天王寺・堺浦えぞ被_レ落ける。斯にて落集たる勢を見れば、先年奥州の国司頭家卿彼_レ上たりし時の勢に、幾程も劣らず。伊賀・伊勢

・和泉・紀伊の勢共も尚馳集べしと闘しかば、暫く此勢を散らさで今一合戦有べき歟と、諸大名異見区なりけるを、直冬朝臣、「許否凡慮の所_レ及にあらず。八幡の御宝前にして御神楽を奏し、御託宣の詞につきて合戦の吉凶を可_レ知」とて、様々に奏幣をたてまつり、蘋蘩をすゝめて、則ち神告をそ被_レ待ける。社人の拍す鼓の声、妓女が袖ふる鈴の音、更行く月に神閑て、聞く人信心をかたむけり。託宣の神子、詞巧みに玉をはきて様々の事を申けるが、

たちねの御山をまもる神なれば此手向をば受る者かは

と一首の神歌を廻返し々々、三反謳て其後御神令_レ上ら給にけり。諸大名聞_レ之、さては此右兵衛佐殿を大将にて將軍とた、かはむ事は、向後も不_レ可_レ叶かりけりとして、東山・北陸の勢は駒にむちうちて馳せ帰り、山陰・西海の兵は船にさほさして落行く。

誠に征伐の法、合戦は士卒に在りといへども、雌雄は大将による者なり。されば周の武王は木主をつくりて殷の代をかたぶけ、漢の高祖は義帝をたとひて秦の代をほろぼせし事、旧記の所載誰かこれを知ざる。直

冬は是何人ぞや。子を大将として父をせめむに、天皇許すこと有むや。始め遊和軒亭叟が天竺・震旦の例をひみて、今度の軍に宮方勝ことを得がたしと、眉をひそめて申しも、実に理りなりけりと、今こそ思知られけれ。

京都からいったん退却した直冬は、戦いを続けるべきかどうか八幡神の神慮を問う。すると歌による託宣が下され、源氏の守護神である八幡神すら直冬を見放したことが示される。これを知った諸将は戦意を喪失して各地に落ちていったという。その後、『太平記』は直冬を大将に起用して尊氏と戦わせる南朝の戦略を批判している。

直冬はこのあと再び九州へ下り、さらに九州から中国地方へと転身、南朝方として尊氏方と戦い続けることになる。南朝は直冬だけでなく、幕府に背いた有力守護らたびたび戦力として迎え入れた。④にあたる卷三十七「可立大将事付義帝立将事」では、南朝のこうした例が列挙されており、その中には直冬の名も含まれている。

彼様の先蹤、南方祇候の諸卿誰か存知給はざるに、先錦小路右兵衛入道惠源（筆者注、直義）に大将の号をさづけて、兄尊氏卿を討せんとし給しも叶はず。次に

足利右兵衛佐直冬に大将の号をゆるして、父大納言を亡んとし給しも成ず。又仁木越後守義長に亦大将をたまはりて、代々の武名を令レ失とし給しも叶はず。今細川相摸守清氏を大将として、主君義詮朝臣を令亡とし給しも成ず。是只其理に当ざる大将をたて、或は父兄の道をたがへ、或は主従の義をそむく故、天の譴あるに非や。

南朝は直義や直冬といった足利一門、さらに仁木義長や細川清氏といった、幕府に離反した有力守護を大将として起用し続けたものの、いづれもめぼしい成果を上げることができなかった。『太平記』は、これが父兄や主従の義を背いた天譴によるものとして厳しく批判しており、直冬を父子の道に背く者としている。

最後の⑤、卷三十八「宮方蜂起事付桃井没落事」では、康安二年（一三六二）六月、石見国で直冬が拳兵し、幕府方の宮入道と戦鬪を繰り広げる。

直冬朝臣、宮入道と合戦をする事其数をしらず。然而、直冬朝臣一度もいまだ打勝給たる事無かりければ、云応なしと思ふ者や為たりけん、落書の歌を札にかきて道巷にぞ立たりける。

直冬は何なる神の罰にてか宮にはさのみ怖てにぐらん

と……。

直冬は宮入道になかなか勝つことができず、巷には落書が立てかけられた。直冬はいかなる神罰ゆえに宮を恐れて逃亡するのか、という内容で、宮入道という敵の名にかけて直冬を嘲笑したものである。この落書が実在のものかどうかは分らない。しかし、いずれにせよ、直冬が八幡神の庇護を失ったとする④の記述が、この記述と呼応していることは明白であろう。こうして直冬は再び神意に背く存在であることが示され、『太平記』から姿を消すのである^⑤。

以上見てきたように、『太平記』における直冬は、登場当初こそその将器が称賛されるものの、父尊氏と戦うようになってからは、一転して厳しい評価が下されることになる^⑥。こうした直冬の姿は、おおむね諸本で異なるところはない。しかし、次章で詳述するように、天正本を中心とする丙類本には、直冬の形象について他本にはない要素が付け加されており、注目される。

二 直冬に関する天正本独自増補

天正本には人物形象に関する独自の本文改変も多い。足利將軍家の人物も例外ではなく、先行研究では、足利直義像の改修が、「純粹に物語世界を補完しようとした」ものであることが指摘されている^⑦。一方、同じ足利將軍家でも、直冬に関する本文改変には注目されてこなかった。しかし、天正本は直冬にも興味深い独自の本文改変を施している。まずは巻二十七、直冬が初めて登場し、高師直と対比されて描かれる箇所から見よう。「趙高大臣奢りの事」では、妙吉侍者の口によって師直の悪行が語られる。まずは神宮徴古館本当該箇所の本文を挙げる。

我が被官の者の、恩賞をも給はり、所領をも預しかば、彼小所なる由を申せば、(筆者注、師直)「何をか小所と歎たまふ。其近辺に寺社本所の所領あらば、境をこして知行せよかし」と下知す(以下、師直が武士の押領を見逃したこと、天皇の追放を主張したことが語られる)。

師直は恩賞が少なくと訴える被官に対して寺社本所領の押領を勧めたという。

次に、天正本当該箇所を見てみよう。

吾（筆者注、師直）が被官の者には忠なきに賞を申し与へ、正しく御教書の下るをも、『ただ押へて知行せよ』など申し候ふこそ、主を軽んじ国を奪へとの志にて候へ。

両者ともに師直が押領を勧めたことを記している。しかし、天正本では、師直が忠なき者にも恩賞を与えたという、他本にはない記述が付加されている点が注意されよう。さらに天正本では、これに先立つ同巻「直冬西国下向の事」において、右の傍線部に対応する文言が見える。直冬の人となりについて語る箇所である。

（筆者注、直冬は）忠ある者には望まざるに賞を与へ、咎ある者をは刑を宥められしかば、何しか人皆思ひ付き奉る。

二つの傍線部からは、天正本が、恩賞をめぐる姿勢をめぐって、直冬と師直を対極の存在として描こうとする強い意図を汲み取ることができよう。

ここで注目されるのが、右に波線部で示した箇所である。天正本では、直冬は咎のある者の刑罰を緩めたとされる。実はこの箇所も天正本と他本とでは異なる記述となつ

ている。神宮徴古館本の当該箇所を挙げよう。

忠ある者には不_レ望に賞をたまわり、咎ある者是不_レ罰に境を去りしかば、是より多年非をかざりて上を犯しつる師直・師泰が悪行、弥隠も無かりけり。

このように、神宮徴古館本では、咎のある者は罰せられないうちに立ち去つたとされているのである。

以上の比較から明らかのように、天正本は、「忠なき被官に恩賞を与える師直」と、「忠ある者に進んで恩賞を与える直冬」という構図を作り出している。こうして師直と直冬との対比を強調するだけでなく、さらに直冬が「刑を宥め」たという、他本にはない評価も付け加えているわけである。

天正本の独自増補には、歴史的事実の補入や、特定の氏族に対する称賛、後日譚の追加といった、様々な背景が指摘されている。そのなかでも右に取りあげた箇所は、一見すると天正本が直冬に好意的なテキストであることを示しているように思われる。

しかし、天正本の別の箇所では、直冬を痛烈に批判する次のような独自増補も確認できる。卷三十二「山名伊豆守将を立つる事」、直冬が京都攻略を果たした箇所である。

さる程に、文和四年正月十六日、右兵衛佐直冬を大将として、修理大夫高経・桃井播磨守直常三千余騎にて入洛ありしかば、大内の旧跡、大極殿の額の間の跡に布皮しきて座し玉ふ。鎧・弓・征矢をば竜崎に持たせられ、我が身は黒皮の腹巻に夷弓持ちて、草鞋に差單皮を着かせられければ、見物の童部、「天下の部将には成りがたき出立かな」と、憚るところなくぞ申しける。されども、この直冬、將軍には正しき長男ながら、差せる事もなくて、ここかしこにこの七、八年漂泊し玉ひつるが、蟄懐一時に開けて、今天下の武士に仰がれ玉へば、年に二度花さく樹の、その根枯れんはいまだ知らず、春風三月、一城の人皆狂せるに異ならずと思はぬ者もなかりけり。

入洛した直冬は、大内裏の旧跡、大極殿の額の間の跡に敷皮を敷いて座を占めた。しかし、その様子は「見物の童部」から酷評されている。その後、直冬は再び京都を奪還されて西国へ下っていく。右の増補は、直冬のその後の運命を暗示するためのものと捉えられよう。このように、天正本は一貫して直冬に好意的であり続けるわけではなく、状況に応じて称揚したり、指弾したりする独自の増補を施

しているのである。

こうした本文改変のありようは、既に先行研究で指摘されている、「物語世界を補完」するための増補の一種と考えられよう。その意味では、直冬に関する独自増補の性格は、従来の研究で指摘されてきたことの範疇に収まるかに見える。

しかし、天正本が直冬に対して特に好意的ではないとすれば、直冬に「刑を宥め」る人物としての性格を付与する点には疑問が残る。先に見たように、天正本では、直冬と師直・師泰との対比が両者の恩賞をめぐる態度の違いによって既に強調されていた。加えて、天正本も含む『太平記』諸本は、師直を傍若無人な人物として描く一方で、その寛大さを示す挿話を語ってもいる。高師直・師泰軍が補正行を破った四條畷の戦いにおいて、窮地に陥った師直を救い討死を遂げた、長井修理亮という武士にまつわる次のような話である。天正本当該箇所（巻二十五「山名時氏住吉合戦の事」）を挙げよう。

長井我が陳屋に帰つて物具すべき逗留もなければ、師直の着替への料に、毛沙の甲を二領直されたりけるを、長井走り寄つて、唐櫃の緒を引き切り、冑を取つ

て肩に投げ懸けけるを、師直の若党胄の袖をひかへて、「如何なる御事候ふぞ。執事の着長にて候ふ物を」と奪ひ留めけるを、師直これを屹と顧みて、「云ひ甲斐なき者の云ひ様かな。只今師直が命に替らんずる人々に、何なる胄なりとも、何か惜しかるべき」と、若党を睨まへて恥ぢしめければ、長井胄を取り留められて恥に及びつるを、師直に宥められ、誠に快気にてこの芳言を感じつつ、「あに命を惜しむや」と思ひ入つたるその心、いはねど色に顕れたり。されば、事の義を知らず、胄を惜しみし若党は、軍の難儀なるを見て、一番に落ちけれども、情けを感じける長井は、師直の命に替りつつ、討死しけるぞ哀れなる。

敵襲を受けた長井は、とっさに師直の鎧を着用してしまふ。これを咎めた若党に対して、当の師直は長井の心がけを称賛して科を宥めたという。長井はこの恩義に報いるため師直の身代わりとなつたのであつた。

さらに直後の「秦の繆公敵の囲みを出づる事」では、この師直の挿話の先例として、秦の繆公が自分の乗馬を食べた士卒を許したという説話が引かれている。ここで注目されるのは、『史記』「秦本紀」を源泉とするこの説話が、次

のような話末評で結ばれていることである。

されば古も今も、大将たらん人は、皆罪をば軽く行ひて宥め、賞をば厚く与へて長く改めざるべし。

この繆公の先例を語る箇所の最後に、大将たる者は罪を軽くし、宥めるべきであるとの見解が示されている。このことよりすれば、長井を許した師直の行動は、「罪を軽く行ひて宥め」たものと捉えられているといえよう。

右の例などよりすれば、師直との対比を際立たせるには、直冬が「刑を宥め」たという増補をあえて行う必然性は薄いように思われる。にもかかわらず、天正本は直冬の人物像について、他本にない増補をあえて施している。あらためて、当該増補箇所の背景を探っていく必要がある。

三 後醍醐の政治に関する天正本独自増補

天正本全体を見渡してみると、「刑を宥め」ること、そしてこれと表裏をなす、厳しい罰を批判する独自の本文変化が複数存在することに気付く。まずは巻十一「金剛山の寄手平城に引き退く事」の例を見ていこう。元弘三年（一三三三）九月、鎌倉幕府滅亡後に降参した人々が、後醍醐

の判断により処刑されたという箇所である。

総てこの君（筆者注、後醍醐）重祚の後、諸事の政いまだ行はれざるその先に刑罰をもつばらにし給はん事、仁政にあらずと、諫臣強に奏しけれども、御用ひなくて、潜かにこれを誅せられしかば、首を渡さるるまでの事にも及ばず、便宜の寺々に送られて、かの菩提をぞ弔はれる。

重祚して間もないうちから刑罰をもつばらにすることは「仁政」ではない、という周囲の諫めを無視して、後醍醐は鎌倉幕府の残党を密かに処刑させたという。ここからは、後醍醐の強い意志が窺えよう。他本もこの処断に言及するものの、その内容は微妙に異なっている。神宮徴古館本当該箇所を次に掲げる。

果して七月九日、阿曾弾正少弼・江馬遠江守・佐介安芸守・長崎四郎左衛門尉を始として、彼此十五人、阿弥陀が峯にて被_レ討けり。此君重祚ありての後、諸事の政いまだ行はれざる先に、刑罰を専らにせられむ事、更に仁政に非ずとて、密にこれを切しかば、首を被_レ渡までの事にも及ばず、便宜の寺々に被_レ送て、彼後世菩提をぞ被_レ訪ける。

天正本と同様、重祚間もないうちに刑罰を専らにすることが「仁政」ではないとされている。しかし、右のように、後醍醐が早々に刑罰を行うことは「仁政」ではないということ、密かに処刑を行い、首を大路に渡すこともなかつたという文脈になっている。天正本では傍線部の増補によって、後醍醐が厳しい刑罰を科そうとしたことが批判的に語られていた。これに対して他本では、新政権の体面を保とうとしたと読める記述になっており、後醍醐の強い意志を窺うことはできない。

ただし、こうした増補の有無にかかわらず、『太平記』当該箇所には多分に虚構が含まれている。例えば、十四世紀半ば成立の『梅松論』¹⁰には、この北条氏残党の処刑が次のように語られている。

（筆者注、建武元年（一三三四）三月上旬関東ニ於テ、本間ト渋谷ト一族等、先代方トシテ謀反ヲ企ト、相模国ヨリ鎌倉ニ寄キタル間、渋谷ノ刑部大輔義季ヲ大将トシテ馳ムカフ。極楽寺ノ前辺ニ於テ攻戦ニヨテ、凶徒雌伏ス。此事京都ニ注進ノ間、去年召置レシ金剛山ノ打手大将、阿蘇ノ霜台・陸奥右馬助・長崎四郎左衛門尉、辺土於テ誅セラル。是ハ本間・渋谷ガ謀

反ニヨテ也。

『梅松論』によれば、金剛山の捕虜が処刑されたのは建武元年のことで、しかも幕府殘党が関東で起こした謀叛を受けたものであった。阿蘇らは建武元年までは召し置かれていたわけで、『太平記』のように、ただちに処刑されたわけではない。『蓮華寺過去帳』にも「建武元年三月廿一日夜半阿弥陀峯被_レ誅人々注状」と、同様の記載が見える。これらよりすれば、本章で問題としている天正本の増補は、歴史的事実を補訂しようとするものではなく、それとは別の意図による本文改変と思われる。

後醍醐に関する同様の天正本独自増補は、卷十二「公家一統政務の事」にも見られる。新政権運営に乗り出した後醍醐の政治について語る箇所である。

元弘癸酉の歳、四海九州の朝敵残るところなく亡びしかば、先帝重祚の位に即かせ御座します。正慶の年号は廢帝の改元なればとて棄てられ、元の元弘にぞなされける。この時賞罰法令ごとく公家一統の政に出でしかども、わざと閔白をば置かれず、左大臣道平公、右大臣經忠公、万機の諮詢を佐けらる。ひとへにこれ延喜の佳例を追はれしとぞ聞えし。およそ事にお

いては、その刑度を緩くし給はざりしかば、殊俗風に帰すること、霜を披きて、春の日に照らすごとく、中花軌を懼るること、刃を履んで雷霆を戴くがごとし。

後醍醐は年号を改め、醍醐天皇の治世に倣い閔白を置かなかつたという。さらにその政治については、刑を緩めなかつたため人々が恐れ服したことが語られている。傍線部の独自箇所によって、後醍醐の強い意志により厳しい刑罰が行われたという、天正本独自の文脈が構成されているといえよう。

一方、この箇所もやはりその他のテキストでは異なる記述となっている。ここも神宮徴古館本本文を挙げよう。

先帝重祚の、ち、正慶の年号は廢帝の改元なればとて、これを被棄て、本の元弘に返さる。其三年の夏頃、天下一時に平定して、賞罰法令悉く公家一統の政に出しかば、群俗の風に帰する事、霜をひらきて春日をてらすが如く、中花の軌をおそる、事、刃をふむで雷霆をいただが如し。

天正本と同様、「中花の軌をおそる、事、刃をふむで雷霆をいただが如し」との文言がある。そのため、人々が後

醍醐の「賞罰法令」を恐れていたことは、天正本以外のテキストからも読み取れるようになっていいる。しかし、後醍醐が刑罰を緩めなかったことまでは記されていない。一方、天正本では後醍醐の苛烈さに重点が置かれている。さらに、撰関を置かず親政を行ったという、歴史的事実を踏まえた増補⁽¹²⁾とも相まって、後醍醐がその政権運営において厳しい刑罰を課そうとしたことがより際立つ叙述になっているといえよう。

四 「刑を宥め」ること

適切な賞罰を行うこと

興味深いことに、前章で検討したものと同様の増補は、後醍醐と対立した鎌倉幕府方に関する箇所にも見受けられる。巻六「人見本間討死の事」、赤坂城に拠る平野将監が幕府方に降参したものの、見せしめとして処刑されたという箇所である。まずは、神宮徴古館本の本文を挙げる。

長崎九郎左衛門尉これを請取て、先降人の法にて候へばとて、物具・太刀・々々を奪取て、高手・小手にいましめ、即六波羅えぞ渡ける。降人の輩、「如此ならむと知たらば、只討死をすべかりける者を」と後悔すれ

ども其甲斐なし。日を経て京都に着ければ、両六波羅に禁置て、「先合戦の事始なれば、軍神にまつりて、人に見懲させよ」とて、六条河原にいだし、一人も残さず首をはねて被懸けり。これを聞てこそ、吉野・金剛山に籠ける敵共も、弥獅子齒嚙をして、降人に出むとする者は無かりけれ。

傍線部から明らかかなように、神宮徴古館本では、六波羅の見せしめがかえつて敵方の態度を頑なにする結果を招いたことに叙述の焦点が置かれている。

次に、天正本当該箇所を掲げる。

日を経て後、六波羅評定あつて、まづ合戦の事始めなれば、軍神に祭りて、人々見懲せよとて、六条河原に引き出だし、一人も残らず首を刎ねて懸けられけり。この事を聞きてこそ、吉野・金剛山に籠りける敵ども、いよいよ獅子の呻をして、降人に出でんと思ふ物はなかりける。「罪を緩くする、これは將の謀なり」といふ事を知らざりける。両六波羅の成敗の程こそうたてけれと、云はぬ物こそなかりけれ。

傍線部は神宮徴古館本など他の諸本とも共通している。しかし、波線部のように、天正本では、罪を緩くすることが

將たる者の謀であるという格言を引き、六波羅の対応を批判しているのである。この格言の典拠は未詳ではあるが、前引した穆公の説話の話末評と酷似していることも注意されよう。

ただし、これまで見てきた例とは異なり、この増補箇所に関しては、丙類以外にも天正本と同様の本文を持つテキストが存在する。左表にその分布を掲げる。

・神宮徴古館本と同様の本文

甲類	乙類	丙類	丁類
神宮徴古館本・西源院本 梁田本・内閣文庫本			

・天正本と同様の本文

甲類	乙類	丙類	丁類
玄玖本	梵舜本・米沢本 益田本	天正本・教運本 本・野尻本 龍谷大学本	日置本 武田本

※神田本、京大本ナシ
おおもむね古態をとどめるとされる甲類本の多くは、神宮

徴古館本型の本文を持つ。そのなかにあつて、玄玖本のみが天正本型本文となっている。しかし、既に先行研究で明らか⁽¹³⁾にされているように、玄玖本当該箇所は別筆による補入である。また乙類梵舜本・米沢本は、いずれも天正本の影響下にあることが論証されており、益田本卷六は、梵舜本の影響下にある毛利家本文に最も近いという⁽¹⁵⁾。さらに丁類日置本文は「基本的には甲類本の玄玖本の本文を基調にし、一部南都本・西源院本の本文も混入し、更には丁類本の詞章を持つ箇所も少なくない」といい、「室町末期の一伝本の様相をそのまま忠実に伝えている」ことが指摘されている⁽¹⁶⁾。武田本は十六世紀半ばの書写で、「丁類本の特徴を持つ要本」であるという⁽¹⁷⁾。丁類本と天正本との関係には不明な点も多く、断定的なことはいえないものの、天正本本文自体は十五世紀前半には存在していたと考えられており、少なくとも、天正本が早い段階から「刑を宥め」ることに関する増補を行つていたといえるであろう。

本稿で取り上げた増補は、全四十巻にも及ぶ『太平記』のうち、わずか三箇所過ぎない。しかも先に挙げた、高師直が自分の鎧を無断で身につけた武士を許したという挿話は、天正本以外の諸本にも見られる。また、死罪が流罪

て強い関心を寄せていることが浮かび上がってこよう。これは他本とは異なる該本の特質の一つに数えられるのであるまいか。

おわりに

本稿では、天正本における足利直冬に関する独自増補に着眼し、さらに同様の増補についても検討してきた。微細な要素に拘泥してしまった嫌疑は否めないものの、他本とは異なる、天正本独自の関心を指摘することができた。

もちろん、「刑を宥め」ることに関する記述や、そのことを重視する表現は、『太平記』はもとより先行する他作品においても皆無というわけではない。平重盛が藤原成親の死罪を宥めるため父清盛に教訓したという『平家物語』の話などは人口に膾炙していよう。他にも、十三世紀半ばの説話集『十訓抄』の末尾には「賞をばすすめ、刑をばなだめ」るべきことが説かれており、半井本『保元物語』上巻「後白河院御即位の事」では、鳥羽院の治世について、「罪アル者ヲバ宥給、大慈大悲ノ本誓ニモ叶ヘリ」と賞されている。南北朝期の作品では、『梅松論』末尾に、源頼朝が「賞罰私なしといへ共、罰のからき」と、頼朝の苛烈

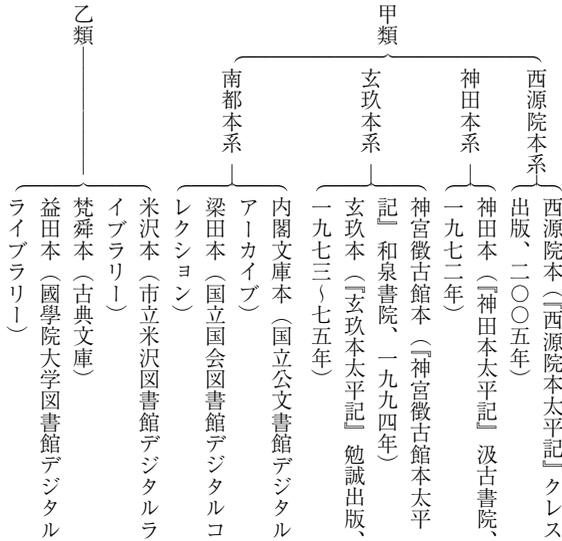
さが尊氏の寛大さとの対比で批判される箇所がある。また『源平盛衰記』巻五「小松殿教訓」においても、「罪の重きをば軽し、功の浅きをば重くせよ」という「本文」が引かれている。⁽²⁴⁾ 数は多くないものの、こうした記述が存在することは無視できない。さらに、先に見たように、『太平記』では適切な賞罰を良しとする記述が多いという点も考慮するならば、本稿で指摘した天正本の関心のありようは、中世文学における賞罰に対する認識といった、より広い観点から考察を深めていく余地があると思われる。

加えて、本稿で検討した後醍醐の形象については、天正本が後醍醐と後鳥羽とのつながりを強調することとも関連を持つことが予想される。こうした点も含め、『太平記』中特異な本文を持ち、十五世紀半ばの成立と推定される天正本本文の特質とその背景を探る試みは、今後さらに続けられるべきであろう。

注

(1)

本稿で参照した『太平記』テキストは以下の通り。



丙類

- 天正本 (新編日本古典文学全集)
- 教運本 (義輝本) (『義輝本太平記』)
- 勉誠出版、一九八一年)
- 龍谷大学本 (龍谷大学図書館貴重資料画像データベース)
- 野尻本 (国立公文書館デジタルアーカイブ)
- 京大本 (『校訂京大本太平記』 勉誠出版、二〇一一年)
- 日置本 (『中京大学図書館蔵太平記』 新典社、一九九〇年)
- 武田本 (國學院大学図書館デジタルライブラリー)

丁類

なお、文献の引用に際しては、句読点を補ったりするなど、私に表記を改めた点がある。

(2)

『太平記』 諸本に関する近年の研究動向は、長坂成行「『太平記』 諸本研究の軌跡と課題——一九九〇年代以降を中心に——」(松尾葦江編『軍記物語講座第三卷 平和の世はくるか 太平記』花鳥社、二〇二〇年)に簡潔にまとめられている。

(3)

拙稿「天正本『太平記』における真言関係記事の増補」、同「天正本『太平記』卷四「呉越戦事」の増補」(拙著『南北朝軍記物語論』和泉書院、二〇二〇年(初出は二〇一七年、二〇一八年))。

- (4) 瀬野精一郎『太平記』に描かれた足利直冬』(『本郷』第五十九号、二〇〇五年九月)。
- (5) 実際には、直冬は応永年間まで生存していた(瀬野精一郎『足利直冬』吉川弘文館、二〇〇五年)。
- (6) 瀬野精一郎氏は注(5)著書において、直冬の京都での合戦の振る舞いを語る『太平記』の記述を取り上げ、これは『太平記』の作者による、直冬には武将としての資質が欠如していたことに対する批判が込められている叙述のように思われる。この一事を以てしても、直冬が将に将たる器でなかったことは勿論、一武将としてもその名に値しない人物であったように思われる」と指摘している。
- (7) 北村昌幸「足利直義像の改修」(北村昌幸『太平記世界の形象』塙書房、二〇一〇年〈初出は一九九九年〉)。
- (8) 鈴木登美恵氏は、天正本の佐々木氏称揚記事の分析から、その成立と佐々木氏との関係を想定している(『天正本太平記の考察』『中世文学』第十二号、一九六七年五月)。しかし近年この見方を疑問視する論考も発表されている(和田琢磨『太平記』と武家―天正本と佐々木京極氏の関係を中心に―前掲『軍記物語講座第三卷 平和の世はくるか 太平記』)。また長坂成行氏は、天正本が「悲劇的な場面での哀傷性の増補」・「会話の多用」・「後日譚への興味」を持つと指摘している(天正本太平記の性格)『奈良大学紀要』第七号、一九七八年十二月)。該本の成立基盤については、「禪的環境」との関係を指摘する森田

- 貴之氏の論考(『天正本『太平記』増補方法小考』卷四「呉越戦の事」増補漢詩について)『京都大学国文学論叢』第二十二号、二〇〇九年九月)もある。
- (9) 増田欣『史記』を源泉とする説話の考察(増田欣『太平記』の比較文学的研究)角川書店、一九七六年。
- (10) 引用は、『京大本梅松論』(京大文学会編、一九六四年)に拠る。
- (11) 引用は、『群書類従』に拠る。
- (12) 後醍醐の政権の実態については、森茂暁『建武政権』(講談社学術文庫、二〇一二年〈初版は一九八〇年〉)、呉座勇一編『南朝研究の最前線』(洋泉社歴史新書Ⅴ、二〇一六年)収録の諸論考等に詳しい。
- (13) 鈴木登美恵『尊経閣文庫蔵太平記覚え書』(『国文』第十四号、一九六〇年十二月)。
- (14) 小秋元段「梵舜本の性格と中世『太平記読み』」、同「南都本『太平記』本文考」(小秋元段『太平記・梅松論の研究』汲古書院、二〇〇五年〈初出は一九九四年、一九九八年〉)。
- (15) 小秋元段「毛利家本の本文とその世界」、同「益田兼治書写本『太平記』について」(前掲『太平記・梅松論の研究』〈初出は一九九三・四年、二〇〇二年〉)。
- (16) 長坂成行「中京大学図書館蔵日置孤白軒書写本『太平記』本文考」(長谷川端編『太平記とその周辺』新典社、一九九四年)。

(17) 長坂成行『伝存太平記写本綜覧』(和泉書院、二〇〇八年)。

(18) 長坂成行「天正本太平記成立試論」(『国語と国文学』第五十三卷第三号、一九七六年三月)、小秋元段「南都本『太平記』本文考」(前掲『太平記・梅松論の研究』〈初出は一九九八年〉、中西達治『太平記』諸本の形成について)、『金城学院大学論集(国文学編)』第四十四号、二〇〇二年三月)。

(19) 他には、卷十二「兵部卿親王四事付驪姫事」の次の例が検出できる。護良親王が後醍醐の命で捕縛される箇所である。神宮徴古館本文を挙げる。

抑今兵革一時に定て、廢帝重祚をふませ給ふ御事は、偏に此宮(筆者注、護良)の武功によりし事なれば、縦小過ありとも誠て被_レ宥べかりしを……

後醍醐が護良親王を処罰したことが批判されている。ただしこの場面では、護良親王は「小過」があつたとしても、大功があるゆえその罪を宥免すべきという文脈になっている。この例は適切な賞罰を行うことをよしとする例にも含められるかもしれない。

(20) 『保元物語』・『平治物語』・『平家物語』(延慶本・覚一本)・『承久記』(慈光寺本・流布本)にもこうした表現は見られない。

(21) 例えば、藤原孝範編の『明文抄』には、適切な賞罰を行うことに関する表現が十三例存在する一方、罰を緩めるこ

とに言及する例は見いだせない。菅原為長編の『管蠡抄』にも同様の傾向が当てはまる。

(22) 引用は、『新編日本古典文学全集』に拠る。

(23) 引用は、『新日本古典文学大系』に拠る。

(24) 引用は、『中世の文学』に拠る。この箇所は、『書経』「大禹謨」の「罪疑惟輕、功疑惟重」という表現を源泉とする。ただし、これは「罪で疑わしいのはその罰を輕い方にし、功績で確かでないものはその賞を厚い方にされる」(『新釈漢文大系』)という意味の表現で、単純に罪を輕くすることを勧めているわけではない。『延慶本平家物語』第一末「重盛大納言の死罪を申し宥め給ふ事」や仮名本『曾我物語』第四「小二郎語らひ得ざる事」は、『書経』と同様の表現を引いている。

(25) 鈴木登美恵「後醍醐天皇崩御と太平記の政道批判」(長谷川端編『軍記文学研究叢書9 太平記の世界』汲古書院、二〇〇〇年)、李章姫「天正本『太平記』の記事構成と靈劍」(『法政大学大学院紀要』第八十二号、二〇一九年三月)。

(本学日本語日本文学科専任講師)